

## IEEE 名古屋支部 国際会議研究発表助成基準

平成 23 年 10 月 6 日

第 1 条 IEEE 名古屋支部所属の学生員が、研究成果を国際会議等の学会で発表する際の助成は、この規定により行う。

第 2 条 選奨の種類は、IEEE 名古屋支部学生員 国際会議研究発表助成（以下、国際会議発表助成とよぶ）とする。

第 3 条 国際会議発表助成は、IEEE に関わる学問や技術の分野において、研究成果を自ら学会等で発表する名古屋支部に属する学生員を対象とする。

第 4 条 国際会議発表助成を申請する資格を有する者は、つぎの条件を満たす者とする。

イ. IEEE 名古屋支部所属の学生員、もしくは受賞時点までに会員申請を済ませている学生であること。

ロ. 申請時点で、国外で開催される IEEE 主催の国際会議において発表が終了または予定されていること。発表期間については、以下の附則(1)で定める。

ハ. 過去に国際会議発表助成を受けていない者であること。

第 5 条 申請には国際会議研究発表助成申請書、選考調査書、指導教員の所見、講演論文の写しを提出すること。

第 6 条 受賞者の選定は審査委員会の評価を基に役員会・理事会で決定する。

第 7 条 国際会議発表助成は、各年度の発表助成予算の年度の枠内で選定し、大学間、分野間において受賞者数に偏りが生じないよう極力考慮する。

第 8 条 助成金額は、1 件につき 50,000 円とする。

第 9 条 助成の授与は決定後、申請者の発表完了報告（パスポートのコピー：出入国が分かるもの、参加章のコピーの提出）をうけて役員会・理事会開催日に合わせて行う。

第 10 条 国際会議発表助成の授与を決定された者（申請者）が発表を行わなかった場合は、助成を辞退しなければならない。

第 11 条 この基準の改正は役員会・理事会によって行われる。

第 12 条 この基準は平成 23 年度の募集より実施する。

以上

### 附則

2011-12 年に行う事業について以下の特例を設ける。

- (1) 2011 年国際会議発表助成の申請締切は 2011 年 11 月末とする。助成決定は 2012 年 1 月とする。
- (2) 研究助成の対象は 2011 年 7 月 1 日発表から 2012 年 3 月 31 日の発表予定の申請とする。
- (3) 既発表分の申請について申請者の発表完了報告はパスポートのコピー（出入国が分かるものコピー）のみの提出による。
- (4) 審査委員会は 2011-12 年度の役員・理事で構成する。